

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会 規則第1号	さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	令和7年1月24日
教育委員会 規則第2号	さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則	令和7年1月24日
教育委員会 規則第3号	さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	令和7年3月26日
教育委員会 規則第4号	さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	令和7年3月26日
教育委員会 規則第5号	さいたま市立浦和大里小学校プールの管理運営に関する規則	令和7年3月26日
教育委員会 規則第6号	さいたま市教育職員免許状再授与審査会規則	令和7年3月26日
教育委員会 規則第7号	さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月26日
教育委員会 規則第8号	さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則	令和7年3月26日
教育委員会 規則第9号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和7年3月26日
教育委員会 規則第10号	さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月28日
教育委員会 規則第11号	教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	令和7年3月28日

さいたま市教育委員会規則第 1 号

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成 13 年さいたま市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係） 小学校の通学区域		別表第 1（第 2 条関係） 小学校の通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
[略]		[略]	
大砂土東小学校	見沼区大和田町 2 丁目 の <u>一部</u> 、見沼区堀崎町の一部並びに見沼区東大宮 1 丁目及び見沼区東大宮 7 丁目 の <u>一部</u>	大砂土東小学校	<u>見沼区大和田町 1 丁目及び見沼区大和田町 2 丁目</u> 、見沼区堀崎町の一部並びに見沼区東大宮 1 丁目及び見沼区東大宮 7 丁目 の <u>一部</u>
[略]		[略]	
美園北小学校	[略]	美園北小学校	[略]
大和田小学校	見沼区大和田町 1 丁目及び見沼区大和田町 2 丁目 の <u>一部</u> 並びに見沼区大字 蓮 <u>蓮沼</u> の <u>一部</u>		

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第2号

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(利用者登録) 第5条 [略] 2 利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当該種別が個人の場合の登録の資格については、次の表に定めるとおりとする。			(利用者登録) 第5条 [略] 2 利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当該種別が個人の場合の登録の資格については、次の表に定めるとおりとする。		
施設区分	登録の種別	個人の場合の登録の資格	施設区分	登録の種別	個人の場合の登録の資格
[略]			[略]		
その他施設	[略]	15歳以上の者（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在籍する者を除く。）	その他施設	[略]	15歳以上の者（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。） <u>又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）</u> に在籍する者を除く。）

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第3号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>管理部 [略] 教育政策室 <u>武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備室</u> [略] 学校施設管理課 <u>企画管理係</u> 施設第1係 施設第2係 [略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>管理部 [略] 教育政策室 (1)～(5) [略] <u>武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備室</u> (1) <u>武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の開校</u> <u>(他の所管に属するものを除く。)</u> <u>に関</u> <u>すること。</u> [略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>管理部 [略] 教育政策室 [略] 学校施設管理課 施設第1係 施設第2係 [略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>管理部 [略] 教育政策室 (1)～(5) [略] [略]</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第4号

さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会公告式規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(規則等の公布) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 規則等の公布は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号） <u>第2条第2項の例</u> によりこれを行う。	(規則等の公布) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 規則等の公布は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号） <u>第2条第2項に規定する掲示場に掲示して</u> これを行う。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第5号

さいたま市立浦和大里小学校プールの管理運営に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例（令和7年さいたま市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、条例第1条の規定による使用（以下「一般使用」という。）に係るさいたま市立浦和大里小学校のプール（以下「プール」という。）の管理運営に関する事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 プールの一般使用については、さいたま市財産規則（平成13年さいたま市規則第68号）及びさいたま市立学校施設使用規則（平成16年さいたま市教育委員会規則第5号）の規定は、適用しない。

(管理運営)

第3条 一般使用に係るプールの管理運営については、市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(開場日等)

第4条 条例第5条に規定する教育委員会規則で定める開場日及び開場時間は、次項に定める休場日を除き、次に掲げる範囲内において委員会が定める。

(1) 開場日 1月4日から12月28日まで

(2) 開場時間 午前9時から午後9時まで

2 一般使用に係るプールの休場日は、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）とする。

3 委員会は、前2項の規定にかかわらず、プールの管理上必要があるときは、臨時に休場し、若しくは休場日に開場し、又は開場時間を変更することができる。

(使用者登録)

第5条 プールについて一般使用をしようとする者は、あらかじめ使用者登録を受けなければならない。

(使用許可等)

第6条 プールについて一般使用をしようとする者は、さいたま市立浦和大里小学校プール使用券(様式第1号。以下「使用券」という。)の購入によりその許可を申請するものとする。ただし、専用使用をしようとする者は、さいたま市立浦和大里小学校プール使用許可申請書(様式第2号)により委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、次の各号に該当すると認めるときは使用を許可しない。

(1) プールにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とする行為に使用するとき。

(3) プールの管理上支障があるとき。

(4) 学校教育上又は学校管理上支障があるとき。

(5) 前各号のほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

3 委員会は、第1項の規定により申請をした者にプールの使用を許可したときは、使用料の納付を確認の上、使用券を交付するものとする。

4 専用使用の受付を開始する日は、使用しようとする日の属する月の前月の10日からとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第3条の規定により使用料を減額し、又は免除する割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 市が主催するスポーツ、レクリエーション等に使用する場合
100分の100

(2) 市が経費の一部を負担して共催するスポーツ、レクリエーション等に使用する場合
100分の50

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者の介護者（障害者1人につき、障害者に付き添っている者が2人以上いる場合は、1人に限る。）が使用する場合 100分の50

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき
委員会その都度定める割合

2 プールの使用料の減免を受けようとする者は、さいたま市立浦和大里小学校プール使用料減免申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。ただし、前項第3号の規定により減免をする場合には、同号に規定する手帳を提示することによって申請することができる。

（使用料の還付）

第8条 条例第4条ただし書に規定する特別な理由があると認めるときは、第6条第3項の規定によりプールの使用の許可を受けた者（以下「プール使用者」という。）の責めに帰することができない事由によりプールの使用ができなくなった場合とし、還付する使用料の額は既納の使用料の全額とする。

2 プールの使用料の還付を受けようとする者は、さいたま市立浦和大里小学校プール使用料還付申請書（様式第4号）に使用券を添えて委員会に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第9条 委員会は、プール使用者が次のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又はプールの使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (3) この規則に基づく許可の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故により、プールの使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第10条 プール使用者は、その使用が終ったときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消し、制限、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 プール使用者は、故意又は過失によりプールを損傷し、又は滅失したときは、委員会が指定する期間内にその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(回数券)

第12条 回数券（様式第5号）の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 440円券6枚つづり 2, 200円

(2) 220円券6枚つづり 1, 100円

2 回数券の有効期限は発行日から半年とする。

3 回数券の再発行は、しないものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第6号

さいたま市教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条の規定により読み替えて適用する教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、さいたま市教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他さいたま市教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、公開しない。

(委員でない者の出席)

第7条 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育関係職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(会長への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第 7 号

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則(令和 6 年さいたま市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

教育職員特別免許状検定授与願

(宛先)

さいたま市教育委員会

ふりがな		生年月日		年	月	日
氏名						
本籍地	都府	道県	電話番号			
現住所						
勤務（予定）校						
私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員免許状の授与を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。						
年 月 日						
氏名						
教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで						
3 拘禁刑以上の刑に処せられた者						
4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者						
5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者						
6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者						
記						
授与を受けようとする免許状の種類						
同上の教科・教育領域						
出願の根拠法令						

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第 8 号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則（平成 13 年さいたま市教育委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
(名称等) 第 2 条 学校の名称、部、修業年限、定員数、入学資格及び通学区域は、別表のとおりとする。						(名称等) 第 2 条 学校の名称、部、修業年限、定員数、入学資格、 <u>通学区域及び学級数</u> は、別表のとおりとする。					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域	学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域
さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	<u>81</u> (<u>肢体不自由教育部門57</u>)	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学齢児童で肢体不自由であるもの	[略]	さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	<u>66</u>	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学齢児童で肢体不自由であるもの	[略]
	中学部	[略]	・知的障害教育部門24)	学校教育法に規定する学齢生徒で肢体不自由であるもの	中学部		[略]		学校教育法に規定する学齢生徒で肢体不自由であるもの		
	高等部	[略]		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの又は知的障害であるもの	高等部		[略]		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの又は知的障害であるもの		
さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学齢児童で肢体不自由であるもの	[略]	さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学齢児童で肢体不自由であるもの	[略]

中学部	[略]	学校教育法に規定する学齢生徒で肢体不自由であるもの	中学部	[略]	学校教育法に規定する学齢生徒で肢体不自由であるもの
高等部	[略]	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの	高等部	[略]	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの
			<u>学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は20学級を上限とする。</u>		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第9号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第13条 [略]</p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第10条第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、同条第2項又は第3項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する教職員が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の</u>予防を図るために必要なものとして委員会が定めるその子の世話若しくは<u>学校保健安全法</u>（昭和33年法律第56号）第20条の規定による<u>学校の休業その他これに準じるものとして委員会</u>が定める事由に伴うその子の世話を行うこと</p>	<p>第13条 [略]</p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第10条第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、同条第2項又は第3項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該請求に係る子が<u>条例第10条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に</u>達した場合</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する教職員が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は疾病の</u>予防を図るために必要なものとして委員会が定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。）及び安全を確保する緊急の引渡しのため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達</p>

又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち委員会が定めるものへの参加をすることをいう。) 及び安全を確保する緊急の引渡しのため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でその都度必要と認める期間

(23)・(24) [略]

2・3 [略]

するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でその都度必要と認める期間

(23)・(24) [略]

2・3 [略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第10号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6(3)及び(4)の表並びに別表第6の2(3)及び(4)の表を次のように改める。

別表第6（第20条関係）

(3) 学校栄養職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	1
19	7	1
20	8	1
21	9	1
22	10	1
23	11	1
24	12	1
25	13	1
26	14	1
27	15	1
28	16	1
29	17	1
30	18	1
31	19	1
32	20	1
33	21	1
34	22	1
35	23	1
36	24	1
37	25	1
38	26	1
39	27	1
40	28	1
41	29	1
42	30	1
43	31	1
44	32	1
45	33	1
46	34	1
47	35	1
48	36	1
49	37	1
50	38	1
51	39	1
52	40	1
53	41	1
54	42	1
55	43	1
56	44	1
57	45	1
58	46	2
59	47	3
60	48	4
61	49	5
62	50	6
63	51	7
64	52	8
65	53	9
66	54	10
67	55	11
68	56	12
69	57	13
70	58	14
71	59	15
72	60	16
73	61	17
74	62	18
75	63	19
76	64	20
77	65	21
78	65	22

79	66	23
80	66	24
81	67	25
82	67	26
83	68	27
84	68	28
85	69	29
86	70	30
87	71	31
88	72	32
89	73	33
90	73	33
91	74	34
92	74	34
93	75	35
94	75	35
95	76	36
96	76	36
97	77	37
98		37
99		38
100		38
101		39
102		39
103		40
104		40
105		41
106		41
107		42
108		42
109		43

(4) 学校事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	2	6
23	1	3	7
24	1	4	8
25	1	5	9
26	1	6	10
27	1	7	11
28	1	8	12
29	1	9	13
30	1	10	14
31	1	11	15
32	1	12	16
33	1	13	17
34	1	14	18
35	1	15	19
36	1	16	20
37	1	17	21
38	1	18	22
39	1	19	23
40	1	20	24
41	1	21	25
42	1	22	26
43	1	23	27
44	1	24	28
45	1	25	29
46	1	26	30
47	1	27	31
48	1	28	32
49	1	29	33
50	2	30	34
51	3	31	35
52	4	32	36
53	5	33	37
54	6	33	38
55	7	34	39
56	8	34	40
57	9	35	41
58	10	35	42
59	11	36	43
60	12	36	44
61	13	37	45
62	14	38	46
63	15	39	47
64	16	40	48
65	17	41	49
66	18	41	49
67	19	42	50
68	20	42	50
69	21	43	51
70	21	43	51
71	22	44	52
72	22	44	52
73	23	45	53
74	23	45	53
75	24	46	54
76	24	46	54
77	25	47	55
78	25	47	55
79	26	48	56
80	26	48	56
81	27	49	57

82	27	49	57
83	28	49	58
84	28	50	58
85	29	50	59
86	29	50	59
87	30	51	60
88	30	51	60
89	31	51	61
90		52	61
91		52	62
92		52	62
93		53	63
94		53	63
95		53	64
96		54	64
97		54	65
98		54	66
99		55	67
100		55	68
101		55	69

別表第6の2（第21条の2関係）

(3) 学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	1級	2級
1	13	57
2	14	58
3	15	59
4	16	60
5	17	61
6	18	62
7	19	63
8	20	64
9	21	65
10	22	66
11	23	67
12	24	68
13	25	69
14	26	70
15	27	71
16	28	72
17	29	73
18	30	74
19	31	75
20	32	76
21	33	77
22	34	78
23	35	79
24	36	80
25	37	81
26	38	82
27	39	83
28	40	84
29	41	85
30	42	86
31	43	87
32	44	88
33	45	90
34	46	92
35	47	94
36	48	96
37	49	98
38	50	100
39	51	102
40	52	104
41	53	106
42	54	108
43	55	109
44	56	109
45	57	109
46	58	109
47	59	109
48	60	109
49	61	109
50	62	109
51	63	109
52	64	109
53	65	109
54	66	109
55	67	109
56	68	109
57	69	109
58	70	109
59	71	109
60	72	109
61	73	109
62	74	109
63	75	109
64	76	109
65	78	109
66	80	109
67	82	109
68	84	109

69	85	109
70	86	109
71	87	109
72	88	109
73	90	109
74	92	109
75	94	109
76	96	109
77	97	109
78	97	109
79	97	109
80	97	109
81	97	109
82	97	109
83	97	109
84	97	109
85	97	109
86	97	109
87	97	109
88	97	109
89	97	109
90	97	109
91	97	109
92	97	109
93	97	109
94	97	109
95	97	109
96	97	109
97	97	109
98	97	109
99	97	109
100	97	109
101	97	109
102	97	109
103	97	109
104	97	109
105	97	109
106	97	
107	97	
108	97	
109	97	

(4) 学校事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	49	21	17
2	50	22	18
3	51	23	19
4	52	24	20
5	53	25	21
6	54	26	22
7	55	27	23
8	56	28	24
9	57	29	25
10	58	30	26
11	59	31	27
12	60	32	28
13	61	33	29
14	62	34	30
15	63	35	31
16	64	36	32
17	65	37	33
18	66	38	34
19	67	39	35
20	68	40	36
21	70	41	37
22	72	42	38
23	74	43	39
24	76	44	40
25	78	45	41
26	80	46	42
27	82	47	43
28	84	48	44
29	86	49	45
30	88	50	46
31	89	51	47
32	89	52	48
33	89	54	49
34	89	56	50
35	89	58	51
36	89	60	52
37	89	61	53
38	89	62	54
39	89	63	55
40	89	64	56
41	89	66	57
42	89	68	58
43	89	70	59
44	89	72	60
45	89	74	61
46	89	76	62
47	89	78	63
48	89	80	64
49	89	83	66
50	89	86	68
51	89	89	70
52	89	92	72
53	89	95	74
54	89	98	76
55	89	101	78
56	89	101	80
57	89	101	82
58	89	101	84
59	89	101	86
60	89	101	88
61	89	101	90
62	89	101	92
63	89	101	94
64	89	101	96
65	89	101	97
66	89	101	98
67	89	101	99
68	89	101	100
69	89	101	101
70	89	101	101

71	89	101	101
72	89	101	101
73	89	101	101
74	89	101	101
75	89	101	101
76	89	101	101
77	89	101	101
78	89	101	101
79	89	101	101
80	89	101	101
81	89	101	101
82	89	101	101
83	89	101	101
84	89	101	101
85	89	101	101
86	89	101	101
87	89	101	101
88	89	101	101
89	89	101	101
90	89	101	
91	89	101	
92	89	101	
93	89	101	
94	89	101	
95	89	101	
96	89	101	
97	89	101	
98	89	101	
99	89	101	
100	89	101	
101	89	101	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

さいたま市教育委員会規則第11号

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

教職員の失業者の退職手当支給規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項の規則で定める事業）</p> <p>第9条の2 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの (3) [略] <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第22条 受給資格者又は条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、<u>同号</u>に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同項第2号</p>	<p>（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項の規則で定める事業）</p> <p>第9条の2 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支給を受けたもの (3) [略] <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第22条 受給資格者又は条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る<u>就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同号</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、<u>同号</u>に該当す</p>

に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第24号）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

る者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第24号）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第25号）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

様式第18号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第18号（第22条関係） [略]	様式第19号（第22条関係） [略]
様式第19号（第22条関係） [略]	様式第20号（第22条関係） [略]

<u>様式第20号</u> (第22条関係) [略]	<u>様式第21号</u> (第22条関係) [略]
<u>様式第21号</u> (第22条関係) [略]	<u>様式第22号</u> (第22条関係) [略]
<u>様式第22号</u> (第22条関係) [略]	<u>様式第23号</u> (第22条関係) [略]
<u>様式第23号</u> (第22条関係) [略]	<u>様式第24号</u> (第22条関係) [略]
<u>様式第24号</u> (第22条関係) [略]	<u>様式第25号</u> (第22条関係) [略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。